*MAXCHIEF INVESTMENTS LTD. v. WOK & PAN, IND., INC.事件*、上訴番号2018-1121 (CAFC、2018年11月29日)。Dyk裁判官、Reyna裁判官、Hughes裁判官による審理。テネシー州東部地区地方裁判所(Greer裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

　Maxchief社とWok社は、中国の会社であり、プラスチックテーブルのメーカーである。Wok社は、カリフォルニア州にて特許侵害のためStaples社を提訴した。

　Staples社は、テネシー州所在の会社であるMeco社からテーブルを購入している。Meco社は、Maxchief社のディストリビューターである。その後、Maxchief社は、テネシー州東部地区地方裁判所にて非侵害もしくは無効を求めて確認判決(declaratory judgment)の訴訟を起こした。

　テネシー州地方裁判所は、Wok社には、テネシー州にて最低限の十分なコンタクトがなかったため、本訴訟に対して人的管轄権(personal jurisdiction)がないとして、確認判決(declaratory judgment)の訴訟を却下した。

争点/判決理由:

　地方裁判所が、人的管轄権(personal jurisdiction)に欠けるとして、確認判決(declaratory judgment)の訴訟を却下したことは誤っていたか。否、原判決が確認支持される。

審理内容:

　CAFCは、最低限のコンタクトが存在していたかどうか、特に(i) 所望の争訴の裁判所(forum)となるような、被告が意図的行為をなしたかどうか、(ii) 権利主張が被告のコンタクトから生じたもの若しくは被告のコンタクトに関連しているものであったかを評価した。

　主に、Maxchief社は、Wok社がカリフォルニア州で訴訟を起こし、該訴訟がテネシー州所在のMeco社、また流通部門のディストリビューターと顧客にも必ず影響を与えるため、人的管轄権(personal jurisdiction)が存在すると主張した。Maxchief社は、Wok社の訴訟が、Meco社をはじめとしたディストリビューターを含む、Staples社と「積極的に一致した全員(all those in active concert)」に対する幅広い差し止め命令(injunction)を求めたものであったため、カリフォルニア州におけるStaples社を相手取っての該訴訟は、テネシー州にて十分なコンタクトを形成したと主張した。

　CAFCは、最低限のコンタクトの条件は、争訴の裁判所(forum)において特許権所有者による幾分かの権利行使活動を必要とするとした。CAFCは、訴訟がテネシー州において「影響(effects)」があるかもしれないとする主張だけでは、十分ではないとした; 管轄権(jurisdiction)は、所望の争訴の裁判所(forum)となるように、被告が意図的行為をなしたかどうかに基づく必要があるとした。Maxchief社により請求された差し止め命令(injunction)がテネシー州居住者と原訴訟の非当事者に適用される可能性があるという事実は、最低限のコンタクトを満たすには関連が薄すぎるとみなされた。

　また、CAFCは、最低限のコンタクトの条件が、テネシー州のMaxchief社の弁護士に送付された侵害通知に基づき満たされたという主張に同意しなかった。侵害があると主張されたことは、テネシー州でビジネスを行っていない会社宛てのものであったため、最低限のコンタクトは形成されなかった。従って、CAFCは、原判決を確認支持した。